

ID: 1581

担当部署: 健康福祉部 子育て支援課

処分の概要	支払の調整		
法令名 根拠条項	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律 第12条		
法令番号	平成22年法律第19号		
【基準】 法第12条の規定による。 (支払の調整) 第12条 子ども手当を支給すべきでないにもかかわらず、子ども手当の支給としての支払が行われたときは、その支払われた子ども手当は、その後に支払うべき子ども手当の内払とみなすことができる。子ども手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の子ども手当が支払われた場合における当該子ども手当の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。 参照 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日